

キュアペイ加盟店利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社アガティカ（以下「当社」といいます。）が提供する決済サービス「キュアペイ」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する条件を定めるものであり、本サービスを利用する全ての加盟店及び登録希望者（第2条及び第4条において定義します。）に適用されます。加盟店は、本サービスを利用する前に、本規約をよくお読みください。本規約に同意されない加盟店は、本サービスを利用することはできません。

第1条（適用）

- 1 本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する当社と加盟店との間の権利義務関係を定めることを目的とし、加盟店と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
- 2 当社が、本サービスの利用画面又は当社サイト（次条において定義します。）に本サービスに関する個別規定や追加規定（以下、「個別追加規定」といいます。）を掲載する場合や、加盟店に個別追加規定をメール等により送信する場合、それらの個別追加規定も本規約の一部を構成するものとし、個別追加規定が本規約と抵触する場合には、当該個別追加規定が優先されるものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「当社」：株式会社アガティカをいいます。
- (2) 「当社サイト」：当社が運営するウェブサイト「<https://agatyca.co.jp>」をいいます。
- (3) 「本サービス」：当社が提供する決済サービス「キュアペイ」をいいます。
- (4) 「ユーザー」：本サービスの利用者としての登録がなされた個人をいいます。
- (5) 「ユーザー利用規約」：当社が別途定める、キュアペイユーザー利用規約（<https://cuarepay.com/term-of-use-for-user>）のことをいいます。
- (6) 「加盟店」：第4条に基づいて本サービスの加盟店として、当社との間で加盟店契約を締結する者をいいます。
- (7) 「アカウント」：当社所定の手続きを経て加盟店に付与される本サービスを利用するために必要なアカウントをいいます。
- (8) 「対象商品等」：加盟店によって販売又は提供される、本サービスにより代金決済ができる商品及びサービスをいいます。
- (9) 「対象取引」：ユーザーが対象商品等の取引に際し、当該対象商品等の代価の弁済

のために本サービスを使用する場合における、当該ユーザーと当該加盟店との間に成立する対象商品等にかかる取引をいいます。

- (10) 「対象取引代金」：対象商品等の販売価格又は提供の対価をいい、対象商品等にかかる税金、送料その他当社が認める料金を含むものとします。
- (11) 「売上金額」：対象期間（毎月16日から翌月15日とします。以下同様とします。）において実施された全ての対象取引にかかる対象取引代金をいいます。
- (12) 「キュアペイ後払い」：当社が提供する対象取引に利用可能な決済サービスをいい、詳細は本規約第8条に定めます。なお、キュアペイ後払いは割賦販売法上の包括信用購入あっせん及び個別信用購入あっせん（いわゆるマンスリークリア含むものとします。）には該当することはありません（割賦販売法第3条第3項、第4項）。
- (13) 「無償ポイント」：ユーザー利用規約に定める方法によりユーザーに無償で付与され、ユーザーのアカウントにおいて保有される、対象取引の支払いに利用することが可能な電磁的記録をいいます。なお、無償ポイントは前払式支払手段（資金決済法第3条）には該当せず、また、無償ポイントを用いた取引が為替取引（銀行法第2条第2項第2号、資金決済法第2条第2項）に該当することはありません。
- (14) 「地域限定ポイント」：無償ポイントのうちその使用できる地域が限定されているものをいいます。
- (15) 「知的財産権」：あらゆる国、州、地域又は法域の下での、全ての特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権（それらの権利を申請し、及びそれらの権利につき登録、更新又は延長等の手続を行う権利を含みます。）をいいます。
- (16) 「QRコード」：本サービスを利用するために必要な二次元バーコードを指し、株式会社デンソーウェーブが登録商標を有するものをいいます。
- (17) 「反社会的勢力」：暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的活動を行う団体又はその構成員をいいます。
- (18) 「法令等」：法律、政令、通達、規則、命令、条例、ガイドラインその他の規制の総称をいいます。

第3条（本規約の変更）

1 当社は以下の場合に、当社が必要と認めた場合は、本規約を変更することができます

- (1) 本規約の変更が、加盟店の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

2 前項の場合、当社は、変更後の本規約の効力発生日の2週間前までに、本規約を変更す

る旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社サイト又は本サービス上に掲示し、又は加盟店に電子メール等の電磁的方法で通知します。

- 3 前二項に定めるほか、当社は、当社が定めた方法で加盟店の同意を得ることにより、本規約を変更することができます。

第4条（加盟店契約の締結）

- 1 本サービスにおいて加盟店としての登録を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ、登録情報を記載した申込書を当社指定の方法により提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。なお、加盟店の管理者については、ユーザーとしての登録も必要となります。
- 2 当社は、当社の基準に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、登録を認める場合にはその旨並びに ID 及びパスワードを登録希望者に通知し、この通知により登録希望者の加盟店としての登録が完了したものとします。
- 3 前項に定める登録の完了時に、本規約に従った加盟店契約が加盟店と当社間に成立し、加盟店は本サービスを利用することができるようになります。
- 4 当社は、第1項に基づき登録を申請した登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。
 - (1) 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (2) 当該登録希望者が、加盟店契約及び外部サービスにおける利用規約等を締結するための法的権利と地位を有しない場合
 - (3) 当該登録希望者が、本サービス利用に際して、既にアカウントの削除等のサービス利用停止措置を受けた又は受けている場合
 - (4) 反社会的勢力である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合
 - (5) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合

第5条（パスワード及びIDの管理）

- 1 加盟店は、自己の責任において、パスワード及びIDを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。当社は、当該パスワード及びIDの一致を確認した場合、当該パスワード及びIDを保有するものとして登録された加盟店が本サービスを利用したものとみなします。

- 2 パスワード又はIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は加盟店が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 3 加盟店は、パスワード又はIDが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第6条（加盟店の義務）

- 1 加盟店は、ユーザーがユーザー利用規約に基づき本サービスを使用していることを認識の上、本規約に従って本サービスによる決済を取り扱うものとします。
- 2 加盟店は、当社から加盟店の本サービスに関する資料を提出するよう請求があった場合には、速やかにその資料を提出するものとします。
- 3 加盟店は、本サービスの円滑な運営及び普及向上に協力するものとします。
- 4 加盟店は、当社において、本サービスの利用促進のために、印刷物、電子媒体などに加盟店の店舗等の名称及び所在地などを掲載することができることに、あらかじめ異議なく同意するものとします。

第7条（加盟店における掲示等）

- 1 加盟店は、本サービスの利用開始日より、次の各号に定める措置について、当社が指定する方法に従って講じるものとします。本条項第2号に定める措置の不備（QRコードの読み取りの不備等）により、加盟店に損害が生じたとしても、当社はその責任を負わないものとします。
 - (1) 本サービスが利用できることを示すため、当社所定の案内をユーザーの見やすい場所に掲示すること
 - (2) QRコード決済を利用する場合は、QRコード等をユーザーに提示すること
- 2 加盟店は、前項の措置を講じるために、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社登録の加盟店以外の場所にて、本サービスが利用できることを掲示すること、又は加盟店QRコード等を提示すること
 - (2) 当社と加盟店との間に、共同事業、提携、代理店、フランチャイズ、取次店又は業務委託など本サービスの利用と提供以外に、取引関係があることをほのめかすこと
 - (3) 加盟店を当社が運営していると、誤認させること
 - (4) 加盟店の対象商品等を推奨又は保証するなど、当社の意見が表示されていると誤認するような表現をすること
 - (5) 前項に定める措置について、当社が不適切と判断する状態、当社が禁止している

状態で行うこと

- 3 加盟店は、第1項に定める措置の方法が不適切であると当社から指摘を受けた場合、速やかに是正しなければいけません。また当社から当該措置を禁止するよう指摘を受けた場合は、速やかに中止しなければなりません。

第8条（キュアペイ後払い）

- 1 当社はキュアペイ後払いで利用できる限度額を設定し、その限度額内においてユーザーが対象取引代金の支払いを行うことができます（以下ユーザーがキュアペイ後払いで利用できる残高を「キュアペイ後払い残高」といいます。）。当社が定める一定期間のキュアペイ後払いによって決済された対象取引代金を締め、ユーザーは、当社が定める日にキュアペイ後払いによって決済された対象取引代金の合計金額を口座振替によって当社に対する支払いを行います。加盟店は、ユーザーが後払いの利用を希望する場合、本規約及び加盟店契約で認められる場合を除き、キュアペイ後払いの利用を拒否することができません。
- 2 加盟店は、本サービスを通して、当社が加盟店を代理して、ユーザーが加盟店に対して支払うキュアペイ後払いによって決済された対象取引代金を受領することにつき同意するものとします。
- 3 加盟店は、ユーザーが当社に対してキュアペイ後払いによって決済された対象取引代金を支払うことをもって、ユーザーの加盟店に対するキュアペイ後払いによって決済された対象取引代金の支払債務は履行され、当該支払債務は消滅することになることについて同意します。
- 4 当社は、ユーザーと加盟店との間の対象商品等又はその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。

第9条（無償ポイントの使用）

- 1 加盟店は、対象取引に際し、対象商品等の代価の弁済を受けるために、別途当社が定める方法により、ユーザーによる地域限定ポイント及び無償ポイント（地域限定ポイントに該当しないものをいいます。本条において以下同様とします。）の使用を受けるものとします。
- 2 加盟店は、前項により対象商品等の代価の弁済を受けるためにユーザーによる地域限定ポイント及び無償ポイントの使用を受けた場合には、当該代価の弁済を、ユーザーに対して重ねて請求することができないものとします。
- 3 ユーザーが地域限定ポイント、無償ポイント及びキュアペイ後払い利用残高を保有している場合、まず地域限定ポイントを対象取引代金の支払いに充当し、地域限定ポイ

ントの残高が対象取引代金の全額に満たない場合は、地域限定ポイントの残高をすべて充当した後に、無償ポイントを充当します。地域限定ポイント及び無償ポイントの残高が対象取引代金の全額に満たない場合は、地域限定ポイント及び無償ポイントの残高のすべてを充当した後に、キュアペイ後払い残高を充当します。

- 4 前項の地域限定ポイントでの支払いにあたり、有効期間の異なる地域限定ポイントを有する場合、残りの有効期間が短い地域限定ポイントが先に充当されるものとします。無償ポイントも同様とします。
- 5 加盟店は、次の各号に定める場合を除き、対象取引代金の弁済を受けるために、ユーザーによる地域限定ポイント、無償ポイント又はキュアペイ後払い残高の使用を拒んではならないものとします。
 - (1) ユーザーが保有する未使用の地域限定ポイント、無償ポイント及びキュアペイ後払い残高の合計を超える対象取引代金の弁済のために本サービスによる決済をしようとする場合
 - (2) ユーザーが不正に地域限定ポイント、無償ポイント若しくはキュアペイ後払い残高を使用し、又は使用しているおそれがある場合
 - (3) 第15条第1項各号に定める取引に関して地域限定ポイント、無償ポイント又はキュアペイ後払い残高を使用する場合
 - (4) 第15条第2項により当社が当該対象商品等について地域限定ポイント、無償ポイント又はキュアペイ後払い残高の使用を個別に制限した場合
 - (5) 第15条第3項により当社が個別に加盟店に定めた条件に違反又は抵触する場合
- 6 加盟店は、ユーザーの地域限定ポイント、無償ポイント及びキュアペイ後払い残高から対象取引代金に相当する地域限定ポイント、無償ポイント及びキュアペイ後払い残高が差し引かれた時をもって、当該代金の支払いがあったものとしてユーザーを取り扱わなければならないものとします。
- 7 加盟店は、対象取引を実施した場合には、直ちに、別途当社が定める方法により、当該取引の概要、代価の額、使用された地域限定ポイント、無償ポイント及びキュアペイ後払い残高の数量その他当社が指定する情報（以下「取引情報」といいます。）を、当社に対して提供するものとします。

第10条 （利用手数料及び売上金額の支払い）

- 1 当社は、加盟店に対し、取引情報に従い算出された対象期間中の売上金額を別途当社の定める日（以下「支払日」といいます。）に支払うものとします。
- 2 加盟店は、本条に定める方法により、当社に対し、本サービスの利用対価として別途当社が定める利用手数料（以下「利用手数料」といいます。）を、前項の支払日をもって支払うものとします。なお、利用手数料に円未満の端数が発生した場合は切り

上げるものとします。

- 3 利用手数料の支払いは、売上金額から対象期間における利用手数料の合計額を控除した金額（以下「精算金」といいます。）を、指定口座（第5項で定めるものとします。）に送金することにより支払うものとします。
- 4 精算金の支払いに関する振込手数料については、別途当社が定める基準によって当社と加盟店のいずれが負担するかを決めるものとします。
- 5 当社から加盟店に対して支払いを行う場合、当社は、加盟店から指定があり、かつ、加盟店に対する支払を行う口座として適切であると当社が認めた口座（以下「指定口座」といいます。）に対して支払いを行うものとします。加盟店は、自らの名義以外の口座を指定口座として指定することはできず、また、1加盟店につき指定できる口座は1つとします。指定口座の適切性に疑義があると当社が判断した場合、当社は加盟店に対する支払いを留保することができるものとし、これにより加盟店に発生した損害について当社は一切の責任を負わないものとします。
- 6 加盟店が指定口座について誤った情報を登録する等加盟店の責任により当社が売上金額の送金が行えない状態が売上金額の支払日から6か月経過した場合、当社は当該売上金額の支払いを免れるものとし、また、加盟店は当該売上金額にかかる利用手数料の支払義務を免れるものとします。
- 7 当社は、利用手数料を変更する場合があります。利用手数料を変更する場合には、事前に加盟店に対し通知・公表するものとします。
- 8 第3項の定めにかかわらず、当社は、精算金が別途当社の指定する一定金額（以下「最低支払金額」といいます。）に満たない場合、当該精算金の支払いを次回の支払日に延期することができるものとします。また、次回の支払日において支払うべき精算金の合計が最低支払金額に満たない場合、当社は、当該精算金の支払いについても更に次回以降の支払日に延期することができるものとし、以降同様とします（念のため、利用手数料の支払日も同様に延期されます。）。ただし、支払日から6か月を超えて精算金を支払うことはできず、支払日から6か月以内に精算金が最低支払金額を超えないことが見込まれる場合、加盟店は、加盟店の振込手数料の負担で、当社が支払日から6か月以内に精算金を支払うことについて同意するものとします。
- 9 当社は、前項に従い支払日から6か月以内に精算金の支払いを行うにあたり、当該支払いの時点において精算金がある場合、当該精算金もあわせて支払うことができるものとします。
- 10 当社は、利用手数料に関して、領収証の発行は行いません。
- 11 利用手数料は、対象取引が取り消された場合であっても、当社に責めに帰すべき事由がない限り、返還しないものとします。

第11条（対象取引代金の支払拒否等）

- 1 当社は、以下に定めるいずれかの事由に該当する場合、加盟店に対し、何らの責任を負うことなく、前条に基づく支払いをしないことができるものとします。なお、当社は、本項に定める措置により加盟店に生じた損害に関し、一切責任を負いません。
 - (1) 第9条第7項に従った取引情報の提供を行わずに対象取引を実施するなど、当社所定の手続によらない方法で決済を行った場合
 - (2) 提供された取引情報の内容が正当なものでない場合、又は売上承認処理の内容に不実不備がある場合
 - (3) ユーザーがキュアペイ後払いにより支払った対象取引代金を、当社が定める日までに当社に支払わなかった場合
 - (4) ユーザーに対象商品等の引渡し又は提供がなされていない場合、又はそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (5) 加盟店との間の紛議を理由にユーザーが当社に苦情を申し入れた場合
 - (6) ユーザーと加盟店との間に紛議が発生した場合、又は発生する可能性があると当社が判断した場合
 - (7) 加盟店が第24条第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合、又はその疑いがあると当社が認めた場合
 - (8) 加盟店が本規約又は加盟店契約その他法律の規定に違反した場合、又は違反する恐れがあると当社が判断した場合
- 2 前項により当社が売上金額の支払いを行わない場合であっても、当社は、支払日をもって、当社の加盟店に対する売上金額の支払債務と加盟店の当社に対する利用手数料支払債務を相殺することにより、利用手数料を受け取ることができるものとし、加盟店はこれに同意するものとします。

第12条（キャンセル等に関する取扱い）

- 1 加盟店は、対象取引が無効、取消し、解約、解除その他の事由により終了した場合に、直ちに、当該対象取引（以下「キャンセル取引」といいます。）の概要、終了する範囲、終了日時、代価の額、使用されたキュアペイ後払い残高及び無償ポイントの数量その他当社が指定する情報を、当社に対して提供するものとします。
- 2 当社がキャンセル取引を承認した場合、対象取引による決済を取り消すことができるものとします。
- 3 前項の取消しが行われた場合には、当社は、当該取消しにかかる対象取引の対象取引代金相当額について、売上金額に計上しないものとします。
- 4 前項について、当社が加盟店に対し、当該対象取引に関連して当社が加盟店に対して精算金を支払っている場合、加盟店は、当社に対し、当該精算金を返金しなければなら

りません。この場合、当社は、当社の裁量で当該返金の額を、加盟店に対して支払われるべき売上金額から控除することができるものとします。

- 5 加盟店は、キャンセル取引に関する対象取引代金を、売上金額に計上することができないものとします。

第13条（加盟店の遵守事項）

- 1 加盟店は、商品・サービス等の広告及び宣伝に際し、利用される決済手段に適用される法令に応じて、次の各号に定める事項を遵守するものとします。
 - (1) 特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法その他関連法令に定める事項（特に医療機関等による一部負担金に対するポイントの付与について大々的に宣伝、広告の実施は固く禁止します。）
 - (2) 前号の他、当社が必要と指定した事項
- 2 加盟店は、対象商品等の売主として、次の各号に定める事項を遵守するものとします。
 - (1) 特定商取引に関する法律の適用対象となる販売方法を行わないこと。ただし、当社の事前審査及び承認を得たうえでかかる販売方法を行う場合を除く。
 - (2) 特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法その他の関係法令、監督官庁による要請等を遵守すること
 - (3) 広告の表示内容に基づく、瑕疵のない対象商品等の販売及び提供を行うこと
 - (4) ユーザーが対象商品等を購入する際に、明確に取引内容を認識できるよう措置を講じること
 - (5) ユーザーが誤った認識や行為をしないように、十分な説明や入力間違いを防ぐための措置を講じること
 - (6) 対象商品等の販売及び提供に関し、販売時・販売後を問わず、誠実な対応を行うこと
 - (7) 本サービスを利用するにあたり、当社が別途通知する事項を遵守すること
- 3 加盟店は、本サービスの利用に際し、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
 - (1) 本サービスの利用を希望するユーザーに対して、本サービスを利用した取引を拒絶すること、異なる決済手段による支払いを要求すること、又は異なる方法で対象取引代金を決済すること
 - (2) ユーザーが支払うべき対象取引代金の金額を、事前にユーザーに通知することなく変更すること
 - (3) ユーザーに対して、対象取引代金以外の金銭の支払いを請求すること
 - (4) 対象商品等の購入等申込みの勧誘を行う際、消費者契約法第4条の規定により消費者契約の取消しが可能であるとされる取引を行うこと
 - (5) 当社の信用又はイメージを毀損する行為

- (6) 知的財産権、パブリシティー権、肖像権、プライバシー権、人格権などの当社若しくは第三者の権利を侵害する行為、又は当社若しくは第三者の信用を毀損する目的又は方法で本サービスを利用すること
- 4 加盟店は、取引情報の提供にあたり、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
 - (1) 加盟店店舗における対象取引代金以外の売上について売上金額に計上する行為
 - (2) 通常1回の売上承認処理とすべき対象取引代金を、取扱日付の変更、分割等により複数の売上として処理する行為
 - (3) 売上の日付、金額その他の事項について不実のデータを作成する行為
 - (4) 対象取引代金の売上金額計上以外の目的に本サービスを利用する行為又は本サービスの運営を妨げる行為
 - (5) 前四号の他、当社らが禁止し、別途通知する行為
- 5 加盟店は、本サービスの利用を希望するユーザーが明らかに不正使用を行うと判断できる場合は、取引を行わず、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。

第14条（取扱いが禁止されている商品等）

- 1 加盟店は、本サービスを利用して、次の各号に定める商品及び役務（以下本条において「商品等」といいます。）を販売・提供してはなりません。
 - (1) 犯罪行為を誘発又は誘発する恐れのある商品等
 - (2) 他人を攻撃する又は傷つける目的の商品等、その他有害な商品等
 - (3) 公序良俗に反する低俗又はわいせつな商品等
 - (4) 取引に必要な認可や許可を得ていない商品等
 - (5) 品質等に欠陥がある商品等
 - (6) 事実誤認を生じさせるもの又は虚偽である商品等
 - (7) 商品券、プリペイドカード、印紙、回数券その他の有価証券等（ただし、当社が個別に承諾した場合はこの限りではありません）
 - (8) 法令等に違反、又はその恐れのある商品等
 - (9) 第三者の著作権などの知的財産権、肖像権、その他権利を不当に侵害するもの、及びその恐れがある商品等
 - (10) その他ユーザーとの紛議若しくは不正利用の実態等に鑑み、又は本サービスのブランドイメージ保持の観点から不適当と判断した商品等
 - (11) その他当社が取り扱いを禁止する商品等
- 2 当社が、本規約及び加盟店規約を遵守しているかを判断するため加盟店に必要な情報を要求した場合、加盟店は速やかに提出するものとします。

第15条（禁止取引、取引制限及び個別条件）

- 1 加盟店は、次の各号に定める取引（以下「禁止取引」といいます。）については、ユーザーによる本サービスの使用を受けてはならないものとします。
 - (1) 法令に違反し、又は法令に違反するおそれがある取引
 - (2) 公序良俗に反し、又は公序良俗に反するおそれのある取引
 - (3) 第三者の所有権、知的財産権、肖像権その他の法律上保護されるべき権利若しくは利益を不当に侵害し、又は侵害するおそれのある取引
 - (4) 別途当社が指定する取引
 - (5) その他当社が不適切と判断する取引
- 2 当社は、個別の対象商品等につき、ユーザーによる本サービスの使用を制限すること（以下「取引制限」といいます。）ができるものとし、加盟店は、当該取引制限がなされた対象商品等につき、ユーザーによる本サービスの使用を受けてはならないものとします。
- 3 当社は、本サービスの使用につき加盟店に個別に条件（以下「個別条件」といいます。）を設定することができるものとし、加盟店は、当該個別条件に違反又は抵触する場合には、ユーザーによる本サービスの使用を受けてはならないものとします。

第16条（体制の整備等）

- 1 加盟店は、加盟店としての業務を適切に遂行するために必要な通信機器、ソフトウェアその他諸設備を、自らの責任と負担において用意するものとします。加盟店は、本サービスを利用するために用いられる通信機器又はソフトウェアについて最新のOSにアップデートすることその他本サービスが正常に提供される環境の維持及び確保に努めるものとします。
- 2 加盟店は、コンピュータ・ウィルスへの感染、不正アクセス及び情報漏洩等の防止のために必要かつ合理的なセキュリティ体制を、自己の責任と負担において整備し、かつ、保持するものとします。
- 3 当社は、前二項に定める諸設備又はセキュリティ体制が不適切と判断した場合には、加盟店に対し、当該諸設備又はセキュリティ体制の変更及び改善を要請することができるものとし、加盟店は、当該要請を受けた場合には、遅滞なくこれに対応するものとします。

第17条（ユーザー情報の取扱い）

- 1 加盟店は、対象取引の実施及び加盟店契約の目的の達成に必要な範囲内でのみ、ユーザーに関する氏名、決済情報等の個人情報（以下「ユーザー情報」といいます。）を利用するものとし、当社の事前の書面による承諾なく、ユーザー情報を第三

者（業務上の必要のある加盟店の役職員を除きます。）に開示又は漏洩等してはならないものとします。

- 2 加盟店は、自己の役職員に対してユーザー情報を開示する場合には、本条に基づき自己が負担する義務と同等の義務を当該役職員に課すものとし、当該役職員の行為につき一切の責任を負うものとします。当社は、当該役職員による義務違反を加盟店の義務違反とみなすことができるものとします。
- 3 加盟店は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損したと判明した場合には、直ちに当社に報告し、当社の指示に従う必要があります。この当該個人情報の漏えい、滅失又は毀損によって、当社に損害、損失、費用等が生じた場合は、加盟店はそれを賠償する責任を負います。

第18条（禁止事項）

加盟店は、本サービスの利用に関して、以下に定める行為を行ってはなりません

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) マネー・ロンダリング目的でアカウントを保有し、又はアカウントをマネー・ロンダリングに利用する行為
- (3) 本サービスを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第2条に定義される風俗営業及びこれに類するものに利用すること
- (4) 不正な方法により無償ポイントを取得し、又は不正な方法で取得された無償ポイントであることを知って利用する行為
- (5) アカウント、キュアペイ後払い残高又は無償ポイントを偽造若しくは変造し、又は偽造若しくは変造された有償ポイント若しくは無償ポイントであることを知って利用する行為
- (6) キュアペイ後払い残高又は無償ポイントを当社所定の方法以外の方法で、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為
- (7) アカウントを他人に使用させる行為
- (8) 法令等に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (9) 当社、他の加盟店、ユーザー又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (10) 公序良俗に反する行為
- (11) 反社会的活動に関する行為、又は反社会的勢力に対する利益供与
- (12) 当社、他の加盟店、ユーザー又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- (13) 当社、他の加盟店、ユーザー又は第三者を誹謗中傷する行為
- (14) 当社のネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為

- (15) 当社のネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし又は不正なアクセスを試みる行為
- (16) 第三者に成りすます行為、自分と他人又は団体との関係を不正表示する行為、自分の身元を隠し又は隠そうと試みる行為
- (17) 他の加盟店及びユーザーの ID 及びパスワードを利用する又は利用させる行為
- (18) 当社、他の加盟店、ユーザー又はその他の第三者に不利益、損害等を与える行為
- (19) 本規約で明示的に認められる場合又は別途当社が認める場合を除き、本サービスを通じて入手した情報を、複製、販売、出版その他利用する行為
- (20) 本サービスの運営を妨害し、又は当社の信用を毀損する行為若しくはそのおそれのある行為
- (21) 本サービスの一部を複製、頒布又は開示する行為
- (22) 本サービス又は当社サイトに関連するプログラムを変更、削除、逆コンパイル、逆アセンブル若しくはリバースエンジニアリングする行為
- (23) 個人を特定できる情報（ユーザー ID を含みます。）を、本サービスを通じて収集する行為
- (24) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
- (25) その他当社が不適切と判断する行為

第 19 条 （必要な措置の実施）

- 1 当社は、加盟店が本サービスの利用にあたって適用される規約、約款、約定等（本規約を含みますが、これに限りません。）に違反し又は違反するおそれがあると認めた場合（前条各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると当社が判断する場合を含みますが、これらに限りません。）その他当社が必要と認めた場合には、あらかじめ加盟店に通知することなく当社が必要と判断する措置を講じることができるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、他の加盟店その他のいかなる第三者に対しても、加盟店の違反を防止又は是正する義務を負いません。

第 20 条 （調査協力等）

- 1 当社が必要と判断した場合には、加盟店の法令及び契約遵守状況、加盟店として適切か否かの調査を行うものとし、加盟店は、当社の求めに応じて本サービスに関する資料の提供など、調査に協力するものとします。
- 2 当社は、前項の調査の結果、加盟店が不適切であると判断した場合には、当該加盟店に対して是正を求め、本サービスの全部又は一部の利用停止、若しくは加盟店契約の解除等、必要な措置をとることができるものとします。

- 3 加盟店は、加盟店の業態が変更されるなど、その提供する対象商品等が著しく変更された場合に、その旨及び内容を当社に遅滞なく報告するものとします。
- 4 加盟店は、加盟店契約時に確認した事項に著しい変更があった場合に、その旨及び内容を当社に遅滞なく報告するものとします。

第21条（届出義務）

- 1 加盟店は、加盟店契約の締結にあたり当社に登録した情報（会社名又は屋号、代表者氏名、所在地、電話番号、メールアドレス及び Web サイト等の情報、その他必要な情報等）に変更が生じた場合は、速やかに当社所定の方法にて、変更届を提出するものとします。変更届を提出しなかったことにより生じた不利益について、加盟店自身がその責を負うものとします。
- 2 当社は、加盟店に対し、登録情報の確認を求め場合があります。変更点がある場合、加盟店は、速やかに当社所定の方法により当該情報を変更するものとします。
- 3 前二項の変更を怠ったことにより当社からの通知が不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時に加盟店に到達したとみなされるものとします。
- 4 加盟店の届出・登録情報について、当社が変更すべきと判断した場合には、加盟店に対して是正を求めることができ、加盟店は、速やかに当社所定の方法により当該情報を変更するものとします。

第22条（本サービスの変更、中断及び終了）

- 1 当社は、当社の裁量により、本サービスの内容を変更し、又は提供を終了することができます。当社が本サービスの内容を変更、又は提供を終了する場合、当社は加盟店に事前に通知します。
- 2 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、加盟店に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に中断し又は終了することができるものとします。
 - (1) 本サービスにかかわるコンピューター・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
 - (2) コンピューター若しくは通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング、その他予期せぬ要因により本サービスの提供が困難となった場合
 - (3) 本サービスに関するセキュリティ上の問題が生じた場合
 - (4) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力によりサービスの運営ができなくなった場合
 - (5) 法令等又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が困難となった場合

(6) その他当社が本サービスの終了又は中断が必要であると合理的に判断した場合

第23条（契約期間）

- 1 加盟店契約の有効期間は、契約成立の日から1年間とします。
- 2 前項の定めにかかわらず、加盟店は、当社に対して解約の申し出を行うことにより、加盟店契約を解約することができるものとします。
- 3 前項の定めにかかわらず、期間満了の30日前までに、期間満了日をもって加盟店契約を終了する旨の連絡等がなされない限り、加盟店契約について自動的に1年間更新するものとし、以後も同様とします。
- 4 本サービスを利用したユーザーとの取引が1年間行われていない場合、当社は、加盟店による本サービスの利用を予告なく停止することができます。また当社と加盟店との間の契約関係についても、該当加盟店に何らの通知することなく、契約を解除することができるものとします。加盟店は、当社所定の方法で当社に通知することにより、加盟店契約を解約することができます。この場合、加盟店は、解約の時点から本サービスを利用できなくなるものとします。
- 5 加盟店は、解約にあたり、当社に対して負っている債務がある場合、その一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

第24条（解除）

- 1 加盟店が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社は、加盟店に事前に通知又は催告することなく、加盟店による本サービスの利用を一時的に制限し、又は加盟店契約を解除することができます。
 - (1) 本規約のいずれかの条項又は保証した事項に違反した場合
 - (2) 法令等に違反した場合
 - (3) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けた場合
 - (4) 対象商品等や販売方法等に関し、関係官庁による注意又は勧告を受けた場合
 - (5) 財産又は信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てがなされた場合
 - (6) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算、その他法的倒産手続開始の申立てがあった場合、又は解散（法令に基づく解散も含みます。）、清算若しくは私的整理の手続に入った場合
 - (7) 事業の廃止、休止又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をした場合
 - (8) 商品・サービス又は加盟店の販売方法に関し、ユーザー若しくは第三者から多数

の苦情などが寄せられ、当社が不適切であると判断した場合

(9) 商品・サービスや販売方法に関して、第三者から権利侵害のクレームを受けたり公序良俗に反したりするなど、当社が本サービスの利用をふさわしくないと判断した場合

(10) 当社又は本サービスの信用を毀損した場合、又はその恐れがあると当社が判断した場合

(11) 加盟店の代表者若しくは担当者と連絡が取れなくなった場合、又は加盟店の代表者の意思が確認できない場合

(12) その他、当社が加盟店として不適当と判断した場合

2 加盟店は、前項各号のいずれかに該当した場合、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければならない。

3 当社は、本条に基づき当社が行った措置により加盟店に生じた損害について一切の責任を負いません。

第25条（終了後の措置）

1 理由のいかんを問わず、加盟店契約が終了した場合には、アカウントに記録された利用履歴その他一切の権利及び情報は、本規約に別途定めるものを除き、理由を問わず、必要な期間の保管後に全て消去するものとします。

2 加盟店契約が終了した場合、加盟店は速やかに本サービスの利用を停止し、直ちに本サービスの標識をとりはずし、本サービスに関連する商標を付した全ての文書・印刷物等を破棄するものとします。

第26条（知的財産権等）

本サービスに関する知的財産権全て当社又は当社に利用を許諾している者に帰属しており、加盟店契約の締結又は本サービスの利用許諾は、本サービスに関する知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

第27条（免責）

1 当社は、本サービスを現状のまま提供するものであり、当社は、明示又は黙示を問わず、本サービスが加盟店の特定の目的に適合すること、加盟店の期待する正確性、有用性、真実性、商品性、目的適合性等を有すること、及び法令等に適合すること等について、何ら保証するものではありません。

2 当社は、本サービスと連携する外部サービスの提供者である第三者が提供するサービス、情報、個人情報の管理等について一切の責任を負いません。

- 3 当社は、加盟店契約に規定する本サービス若しくは加盟店のアカウントへのハッキング、改ざんその他の不正なアクセス又は利用により生じたいかなる損害、損失又は権利侵害についても、一切の責任を負いません。
- 4 当社は、本サービスを通じて提供されるコンテンツが適法に利用可能であること、当社が提供するサービス等の利用規約等を遵守していること、第三者の権利を侵害しないこと等について保証しません。
- 5 当社は、本サービスが全ての端末に対応していることを保証するものではなく、また仮に本サービスの利用開始時に対応していた場合でも、本サービスの利用に供する端末の OS のバージョンアップ等に伴い本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、加盟店は予め了承するものとします。当社は、かかる不具合が生じた場合に当社が行うプログラムの修正等により当該不具合が解消されることを保証するものではありません。
- 6 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了又は、変更、加盟店が本サービスに送信したメッセージ又は情報の削除又は消失、加盟店の登録の抹消、本サービスの利用による登録データ等の消失又は加盟店が利用する機器の故障、損傷、その他本サービスに関して加盟店が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
- 7 本サービスに関し、加盟店とユーザーその他の第三者との間で紛争が生じた場合、加盟店は、直ちにその旨を当行に通知するとともに、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、当社はこれに一切関与せず、何ら責任を負わないものとします。

第28条（連絡先）

- 1 本サービスに関するお問い合わせその他加盟店から当社に対する連絡、通知等は、原則として、本サービスの画面又は加盟店が当社に通知した電子メールを通じて行うものとします。
- 2 加盟店は、本サービスに関する問い合わせを行う場合、当社の以下の窓口を通じて問い合わせるものとします。

【加盟店相談室】

キュアペイ加盟店サポート窓口

store_cuarepay@contacts-support.com

第29条（秘密保持）

- 1 加盟店は、当社が加盟店に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した情報について、当社の書面による事前承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うことを確認し、了承します。

- 2 加盟店は、当社から求められた場合はいつでも、当社の指示に従い、遅滞なく、前項の秘密情報及び当該情報を記載又は記録した書面その他の記録媒体物並びにその全ての複製物等を返却又は廃棄しなければなりません。

第30条（譲渡等）

- 1 加盟店は、当社の書面による承諾なく、加盟店契約上の地位又は加盟店契約に基づく権利若しくは義務について、第三者に譲渡、移転、担保設定し又はその他の処分をしてはなりません。
- 2 当社が本サービスにかかる事業を第三者に譲渡した場合、当社は、当該事業譲渡に伴い加盟店契約上の地位、権利及び義務、登録事項並びにその他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、加盟店は、かかる譲渡につき本規約への同意によってあらかじめ同意するものとします。当社が消滅会社又は分割会社となる合併又は会社分割等による包括承継を行う場合も同様とします。
- 3 本サービスに関し加盟店が当社に対して有する一切の権利は、加盟店に一身専属的に帰属します。加盟店はこれらの権利を第三者に譲渡、貸与又は相続させることはできません。

第31条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定又は部分は、継続して完全に効力を有するものとし、当社及び加盟店は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力をもたせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第32条（存続条項）

第5条第2項、第8条第4項、第10条第3項、第5項、第6項、第8条乃至第11項、第12条第3項、第17条第2項及び第3項、第19条、第20条、第21条第1項、第25条、第26条、第27条、第29条、第30条、第31条、第33条本条の規定並びに条項の性質に鑑み当然に存続すべき規定は、加盟店契約の終了後も有効に存続するものとします。

第33条（準拠法及び管轄）

- 1 本規約及び本サービス利用に関する準拠法は日本法とします。
- 2 本規約又は本サービス利用に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日 2025 年 9 月 24 日

2026 年 10 月 16 日 改定